

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ながよ光彩会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(経理事務の範囲)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。なお常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 当法人の常勤理事並びに常勤監事の報酬額は、別表「常勤理事（監事）基本給表」に定めるところを月額基本給とし、諸手当及び賞与を一般職員給与規定の定めに基づいて算定した年間合計額を基準に、年俸としてその額を定めるものとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬額は、評議員会の決議によって定めるものとする。

- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 非常勤監事に対する報酬は、別記2「非常勤監事の報酬」に定める額とする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要する者については、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員交通費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、直前の営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨を持って本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定の施行に伴い、従前の「役員等報酬規定」は廃止する。

別記1 非常勤理事の報酬

理事会・評議員会の出席の都度 1人一律 5,568円

別記2 非常勤監事の報酬

理事会・評議員会の出席の都度 1人一律 5,568円

監事監査出席の都度 1人一律 11,021円

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律 5,568円